

2012.5.18

## 交通リスク情報 <2012 N0.1>

### 『安全運転管理体制』の推進に向けて (企業リスクとしての交通事故)

#### はじめに

本年4月以降に連続して起こった交通事故は、多数の死傷者が発生し事故状況も悲惨であったことから、自動車使用者の責任の重大さと損失の大きさが改めて認識されることとなった。

本件が企業経営に与える影響は計り知れず、さらに事故の責任は運転者にとどまらず企業経営者に及ぶ可能性があり、自動車運送事業者(バス、トラック、タクシー)と自家用車を使用する企業の経営者・管理者にとって、自動車事故防止対策としての『安全運転管理』を見直す契機となったものと推察する。

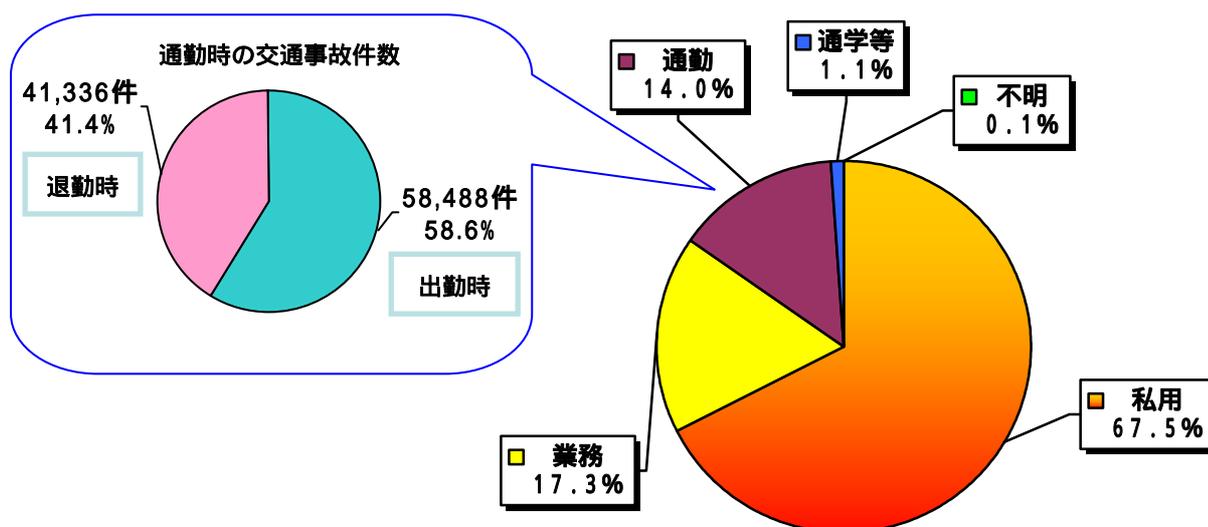
現在、事故原因の究明が進められているが、本稿では「企業リスクとしての交通事故」を概説し、特に自家用車を使用する一般企業の安全運転管理体制推進の一助としたいと考える。

#### 1. 企業活動と交通事故

##### (1) 企業活動にともなう交通事故

発生件数を通行目的・第1当事者別にみると、私用(買物、訪問等)が67.5%(約48万件)で圧倒的に多い。一方業務使用は17.3%(約12万件)であるが、通退勤14.0%(約10万件)を含めると31.3%(約22万件)となる(第1当事者とは事故における過失の重いものをいう)。

従って、企業は使用する社用車の交通事故だけでなく、従業員のマイカーによる通退勤事故を含め、企業活動にともなう事故として、安全運転管理対策を講じることが強く求められている。

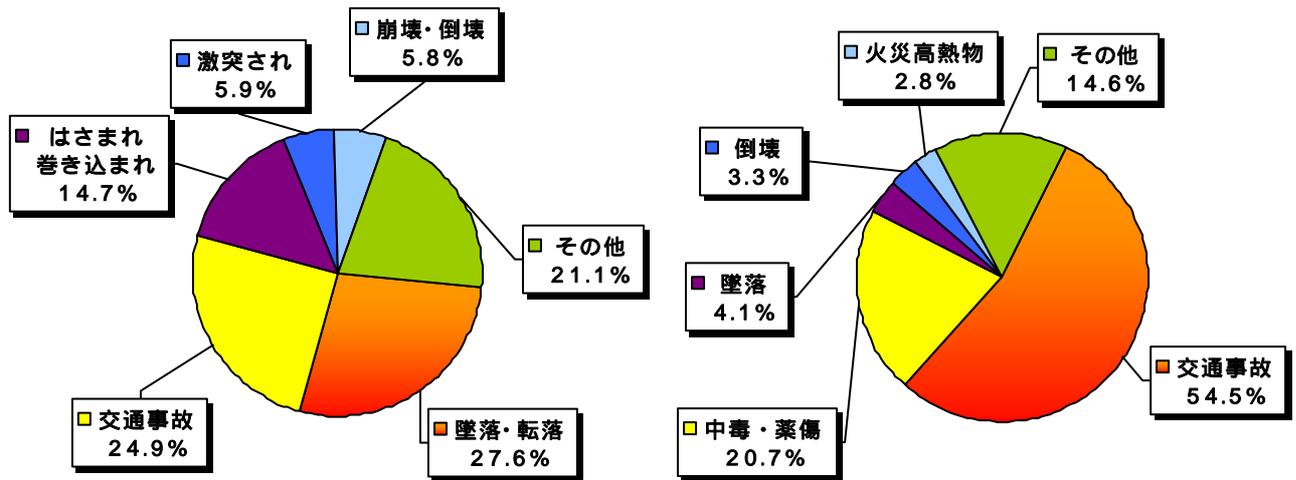


【図表-1: 通行目的別・第1当事者別交通事故発生件数】

出典: (財) 交通事故総合分析センター交通統計平成22年版

## (2) 交通労働災害発生状況

企業活動にともなう交通事故は労働災害であり、型別発生状況は図表-2のとおりである。全労働災害に対する交通事故の死亡災害は墜落・転落に次いで24.9%（第2位）であるが、重大災害状況（一時に3人以上の災害事故）では54.5%であり、圧倒的に第1位である。交通労働災害のウエイトはこの数年ほぼ変わりなく推移しているが、大変な高率である。本実態を踏まえ、企業は交通事故防止取組みを従業員の交通法令遵守にのみ期待するのではなく、その他の労働災害と同様に総合的な事故防止対策が求められている。



【図表-2a: 型別死亡災害発生状況 (平成23年)】

【図表-2b: 型別重大災害発生状況 (平成23年)】

出典：厚生労働省労働災害発生状況（平成23年速報）

## 2. 企業リスクとしての交通事故

### (1) 交通事故は企業の最大リスク

企業活動において企業損失をもたらすリスクはさまざまに存在する。リスクの発生頻度（確率）や影響度（損失の大きさ）は企業の業種（製造業、建設業、販売業、サービス業等）特性や発生要因によって異なる。発生要因とは火災・爆発、自然災害、交通事故等の災害・事故、施設の欠陥・管理上のミスおよび製造物・サービスの瑕疵等である。

近年は法令改正、規制緩和・強化、金融経済情勢等の政治的・経済的要因も大きくなっている。

前節のとおり、交通事故は発生頻度も高く、影響度も少なからず大きい。企業経営としては交通事故を企業の最大リスクとして捉え、事故防止対策に積極的に取り組むことが最重要である。

## (2) 交通事故による企業損失

交通事故発生によって、企業は多くの直接的・間接的損失を被るが、内容は表-1のとおりである。

道義的責任としては、被害者への誠意ある対応（お詫び・お見舞い等）と事故の予防・再発防止に向けた取り組みが強く求められる。

企業活動に安全・安心を求める社会的要請は非常に高まっており、これに反する交通事故は大きく企業イメージを損ない、社会的信用が失墜することで、企業経営を脅かしかねないことを強調しておきたい。また、事故発生後に根拠のない噂等のためにいわゆる風評被害を受ける可能性もある。

【表-1：交通事故による企業損失】

1. 財産損失  
車両の修理費用、新車再取得費用、商品等貨物の損失
2. 人的損失等  
従業員死傷による労働力喪失、代替要員の確保、従業員の士気低下等
3. 法的責任  
①刑事上の責任  
②行政上の責任  
③民事上の責任
4. 利益損失  
保険料（自動車保険、労災保険）増大や事故処理の事務的費用や時間的損失
5. 企業のイメージ損失・社会的信用失墜  
顧客離れ、取引停止、ビジネス機会喪失、ブランド価値の低下等

## (3) 交通事故の法的責任

### ①刑事上の責任（道路交通法第75条）

使用者や安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する者が、表-2の違反行為を下命・容認した場合には安全運転管理者等が懲役や罰金の刑事処分を受ける。

「使用者や安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する者」とは自動車を使用する部署の管理者や営業所長なども含まれる。

違反した場合、企業にも「両罰」規定により罰金等の処分が行われることがある（道路交通法第123条）。

### ②行政上の責任（道路交通法第75条の2）

表-3とおり、違反行為の下命・容認をすれば、基準に基づき行政上の責任として、自動車の使用制限処分を受ける。

「酒酔い運転の下命・容認」であれば6か月以内の運転禁止、「最高速度制限違反」は3か月以内の運転禁止となり、自動車に運転禁止を示す標章が貼られ、その期間は自動車使用ができない。

なお、最高速度制限違反、過労運転、積載制限違反には、下命・容認だけでなく、累計違反点数によっても使用制限処分がある。また、放置車両の運転者が反則金を納付しない場合には、使用者である会社に「放置違反金」の納付命令が出される。同一車両に対し、納付命令が繰り返されると前歴や納付命令の回数や車両の種類に応じて、3か月を超えない範囲で車両使用が禁止される。

【表-2：違反行為の下命・容認】

- ①酒酔い運転・酒気帯び運転
- ②無免許運転
- ③大型自動車等無資格運転
- ④最高速度違反
- ⑤過労運転・麻薬等服用運転
- ⑥積載制限違反運転
- ⑦放置駐車違反

【表-3：自動車の使用制限基準】

- (1) 6か月以内の運転禁止
  - ①酒酔い運転
  - ②麻薬等運転
  - ③無免許運転
  - ④無資格運転
  - ⑤酒気帯び運転
  - ⑥過労運転
- (2) 3か月以内の運転禁止
  - ①最高速度制限違反
  - ②積載制限違反
  - ③放置駐車

### ③民事上の責任

従業員が起こした交通事故により他人に損害を与えた場合、企業は損害賠償責任を負う。これが民事上の責任で、「使用者責任」（民法第715条）と「運行供用者責任」（自動車損害賠償保障法第3条）により生じる。

なお、自動車損害賠償保障法による損害賠償責任は人身事故にのみ適用される。

電車・バスの交通機関を利用できない場合、従業員がマイカーを利用して通勤することがある。通勤時の事故で従業員が十分な賠償資力がない、マイカーを業務使用する或いは燃料代等の便宜を図っている場合などは企業責任を問われることがある。

従って、マイカー通勤を認める場合、安全運転指導と許可基準（自動車保険の付保、業務使用等）を明確にしておくことが不可欠である。

多数の死傷者が発生した交通事故の直近の民事裁判で、遺族側から運転者および勤務先企業等に対し、約3億8,000万円の損害賠償を求めている訴訟がある。業務中に従業員が起こした交通事故の企業責任は免れないが、交通事故の賠償額は表-4のとおり高額化しており改めて企業の十分な対応が求められている。

【表-4：高額賠償判決事例】

#### 高額損害賠償（人身）判決例

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年	態様	被害者	
				職業	性別・年齢
38,281	名古屋地裁	平成17年	後遺症	会社員	男性・29歳
35,978	東京地裁	平成16年	後遺症	大学研究科在籍	男性・25歳
33,678	千葉地裁	平成17年	後遺症	高校生	男性・17歳
33,531	東京地裁	平成16年	後遺症	銀行員	男性・32歳
32,776	大阪地裁	平成17年	後遺症	会社員	男性・42歳
32,246	名古屋地裁 一宮支部	平成16年	後遺症	アルバイト	男性・25歳

#### 高額損害賠償（物損）判決例

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年	事故概要	被害物
26,135	神戸地裁	平成6年	名神高速でトラックが前走車に追突した後、逸走して中央分離帯に乗り上げ対向車線に飛び出し横転、出火・炎上して車両・積荷を焼失した。	積荷
13,450	東京地裁	平成8年	片側1車線の道路で、乗用車がセンターラインを越えて対向車線の大型トラックと衝突した。トラックははずみで対向車線に入り乗用車の後続車に衝突して、ともにパチンコ店に飛び込んだ。	パチンコ店
11,347	千葉地裁	平成10年	遮断機があり警報機が鳴っていた踏切で、大型ダンプカーが停止できず、停止していた乗用車の脇を通過して進入、電車と衝突した。ダンプカーは最大積載量の4倍の砂を積んでいた。	電車・踏切

出典：日本損害保険協会

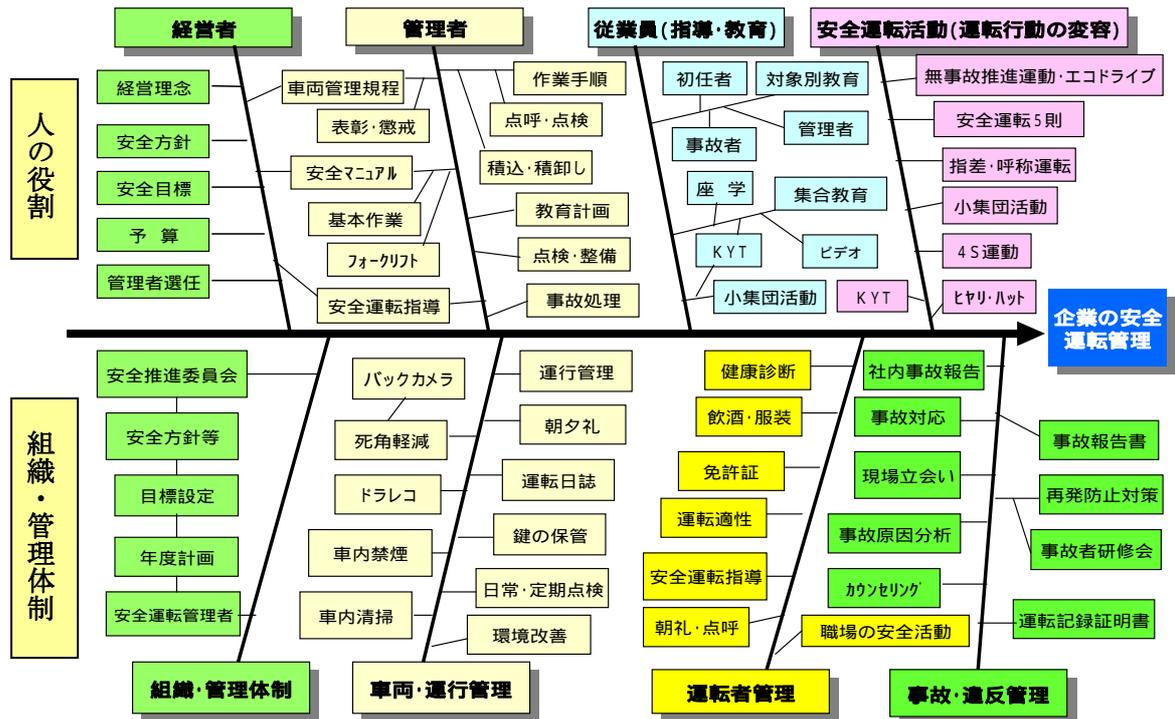
### 3. 交通リスクと企業の安全運転管理

#### (1) 安全運転管理のポイント

##### ①安全運転管理の全体イメージ

企業の交通リスク対策は第一に交通事故防止の安全運転管理体制を推進することである。経営トップから職場が一体となってP(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)サイクルを繰り返し、自主的・主体的・継続的な職場内活動として定着させることが重要である。

企業の安全運転管理は組織・管理体制と経営者から従業員にさまざまな取り組みが求められるが、各々の役割イメージは次のとおりである。



【図表-3：企業の安全運転管理】

(株)インターリスク総研作成

##### ②安全運転管理項目

交通事故防止取組みにあたり、安全運転管理項目を次のとおり整理する。

###### ●車両管理

日常・定期点検、車内の清掃・整理、鍵の保管、走行距離・燃料消費、車両のキズ・異常等

###### ●運行管理

運転日誌の記録、運行ルート確認、長距離・夜間運転(交替要員)、気象・道路情報、事故・災害時マニュアル、出先の駐車場確保等

###### ●運転者管理

免許証の確認、社内免許(運転資格)制度、健康管理(定期診断)、運転適性の把握、過労・体調不良・睡眠不足の確認、顔色・態度・服装の乱れ等

###### ●事故・違反管理

事故対応マニュアル、社内の事故・違反報告ルール、運転記録証明書の活用、事故原因分析、再発防止対策、カウンセリング等

###### ●従業員指導・教育

対象別(新入、事故惹起者、管理者等)研修、集合・個人・小集団研修、実車・座学研修、運転適性診断に基づく個人指導、添乗指導、道路交通法等法令改正研修等

## ●安全運転活動

春秋の全国交通安全運動、無事故推進運動、エコ安全ドライブ、安全運転5則、4S運動、地域の交通安全活動参加、道路清掃等

## (2) 安全運転管理者制度

安全運転管理の推進は安全運転管理者(制度)を中心とした体制づくりと取組みが重要である。安全運転管理者制度は昭和40年6月に一部改正された道路交通法で創設されたものである。一定台数(5台)以上の車両を保有する事業所で交通事故防止(安全運転の確保)を図るために、自動車の使用者(事業主等)に代わって安全運転管理者を選任し、適切な安全運転管理として必要な業務を行うものである。

### ①安全運転管理者の業務

安全運転管理者の業務は事業所内における交通事故を如何に未然に防止するかである。

自動車の安全な運転に必要な業務は次のとおり。(道路交通法施行規則(第9条の10))

- 運転者に対して安全運転確保のため交通安全教育指針に基づく交通安全教育を行う
- 運転者の運転適性、技能及び知識並びに法令等の遵守状況を把握する
- 自動車の運行計画を作成する
- 長距離・夜間運転時の交替要員を配置する
- 異常気象時等に安全運転に必要な指示と措置を講じる
- 点呼等により、運行前点検の実施、飲酒・過労・病気等の確認を行い、安全運転確保のための必要な指示を行う
- 車両等に運転日誌を備え付け、運転者に記録させる
- 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識等安全運転を確保するため必要な事項について指導を行う

### ②公安委員会が行う講習の受講(年1回)

### ③運転者に対し、違反行為の下令・容認をしない(前節「交通事故の法的責任」参照)

## まとめ

本年11月に国際規格「ISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)」の発行が予定されている。本規格は交通事故による死傷者の発生根絶を目標とし、対象組織も自動車運送事業者のみならず、幅広く自家用車を保有する一般企業が認証の対象となるなど、交通安全に対する社会的要請・企業責任はますます強まっていくと考えられる。

本稿では昨今の重大な交通事故の発生を踏まえ、企業リスクとしての交通事故について概説し、企業の安全運転管理の重要性を述べてきた。交通リスクの企業経営に与える影響が正しく認識され、交通事故防止取組のために読者の一人ひとりが「交通事故ゼロ社会」を目指して「企業の安全運転管理」を推進して頂ければ幸いである。

## <参考文献>

- 1) 企業の自動車事故対策と労務管理 松下三千男 著 日本法令 出版
- 2) 交通労働災害の企業責任と事故防止 交通労働災害防止研究会編 労働基準調査会 発行

株式会社インターリスク総研  
大阪支店 自動車RMグループ シニアアドバイザー  
田中 康正

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサル4部 開発グループ

**TEL.03-5296-8915/FAX03-5296-8942** <http://www.irric.co.jp/>

\* 関西地域の方は 大阪支店 自動車RMグループ

**TEL.06-6220-0173/FAX06-6220-2918** <http://www.irric.co.jp/>

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2012